

契約書、重要事項説明書、居宅介護サービス計画書の署名押印について

令和3年5月
健康福祉部介護高齢福祉課

令和3年度介護報酬改定において「利用者への説明・同意等に係る見直し」として、
ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段
を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。
が明示され、基準省令、標準書式の改正が行われています。

このことについて令和3年5月時点の伊賀市の見解については以下のとおりです。

①保険者への提出書類等における押印廃止について

変更届、指定更新申請書（新規含む）、介護報酬にかかる体制届、居宅介護サービス計画
作成依頼（変更）届出書などの保険者への提出書類については、令和3年4月より押印欄
が廃止されました。

提出方法については、本人確認や代理権確認が必要なもの（居宅届）以外はメール等での提出が可能です。（資格証等の添付文書もPDFに変換することで可能です）

②電磁的記録方法について（令和3年3月16日厚生労働省通知より）

事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。

- イ 電磁的方法による交付は、指定居宅サービス基準第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。
- ロ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- ハ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- ニ その他、指定居宅サービス基準第217条第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、イからハまでに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- ホ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係

事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

③契約書、重要事項説明書、居宅サービス計画書の押印、署名について

事業者と利用者が交わす契約書や重要事項説明書については署名、押印を求めないことが可能となりました。

「押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」

問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

- ・私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
- ・特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

また、「文書の真正については押印によってのみ判断されるものではない。」ともされています。

しかしながら契約に関しての利用者側の心情等も考慮し、署名押印を一律に禁止するものではありませんので柔軟に対応していただきますようお願いいたします。

また、利用者への説明、同意、契約に関しては支援経過にも記録し、実地指導等の際に提示できるようにしてください。

なお、令和3年4月より、居宅介護支援事業所は前6か月に作成した居宅サービス計画における介護サービスの割合等について利用者に説明し、理解を得なければなりません。説明内容を理解したことについて、必ず利用者から「署名」を得ることとされているので注意してください。